

令和 5 年 12 月 26 日

環境省自然環境局自然環境計画課 御中

**「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき
今後講ずべき必要な措置について（答申案）」に関する意見**

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
(公財)日本生態系協会
会長 池谷奉文
※団体としての意見
TEL:03-5951-0244 Email:head_office@ecosys.or.jp

意見 1

<該当箇所>

P.9 L.15-18 ※「活動の内容」の部分

<意見の要約>

「活動内容の考え方は、活動場所の生態系タイプやその状態を踏まえ・・・検討・整理することが必要である。」という文に続けて、「また、広域的な観点及び属地的な観点双方の観点から、生態系ネットワークの構築に留意することが重要である。」を加える。

<意見の内容・理由>

pp.1-2 に「保護地域や OECM による生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進することが重要である。なお、生態系のネットワーク構築に当たっては、国土全体にわたる広域的な観点と、属地的な観点の双方から、生態系の連結性と健全性を高めることが、生物多様性の保全に加えて、気候変動等による環境の変化に対して強靱な国土を形成する点からも重要である。」とあります。

これを受け、活動計画の策定主体に対して、活動内容の検討に当たり、取組の効果を高めることに資する観点として「生態系ネットワークの構築」ということを伝える必要があります。

意見 2

<該当箇所>

P.9 L.25-28 ※「活動の内容」の部分

<意見の要約>

「グリーンウォッシュにならないためにも・・・必要である。」という文に続けて、「認定に当たっては、「土地利用の変遷」を認定基準に準ずる基準として扱うなど、この点を重視する必要がある。」を加える。

<意見の内容・理由>

良好な自然環境を大規模に開発した後に造成した小規模緑地が、大臣認定されるようなことがあってはなりません。令和 5 年度の自然共生サイトの申請書に、特に造成した場所の場合、今の活動を開始する前に申請区域がどのような場であったか、「土地利用の変遷」

を記入してもらう欄があります。しかし、認定基準の位置付けではないため、良好な自然環境を大規模に開発した後に造成した小規模緑地が認定される可能性があります。大臣認定に当たっては、「土地利用の変遷」を認定基準に準ずる基準として扱うなど、この点を重視する必要があります。

意見 3

<該当箇所>

P.10 L.13-17 ※「活動の継続及び質の担保への対応策」の部分

<意見の要約>

「活動の中には、活動主体と活動を実施する土地所有者等が異なり・・・重要である。」の文に続けて「生物多様性保全上特に重要な民有地については、自治体が主体となり土地の買上げ等に務める。」を加える。

<意見の内容・理由>

生物多様性保全の基本施策は、行政による生物多様性保全上重要な民有地の買上げ又は保護地域化です。この点に言及しておく必要があります。

意見 4

<該当箇所>

P.11 L.19 ※「地方公共団体との連携」の部分

<意見の要約>

この部分の冒頭に、「日本は、南北に長く、また、複雑な地形を持つなどのことから、多様な自然を擁する。このためネイチャーポジティブ、30by30 の実現に向けては、各地域、具体的には各市区町村でのネイチャーポジティブ、30by30 の実現が必要となる。このことを各市区町村の責務等とした上で、」を加える。

<意見の内容・理由>

民間等の活動支援に関し地方公共団体に期待される役割を述べる前に、まず地方公共団体ごとにネイチャーポジティブ、30by30 を実現する必要があること、それが各市区町村の責務等といえることを、審議会小委員会答申で提言しておく必要があります。

意見 5

<該当箇所>

P.15 L.1-2 ※「人的・資金的支援の強化」の部分

<意見の要約>

「制度化と合わせ、活動主体の取組に対する支援措置の在り方の検討を進めることが重要である。」の文に続けて「その際、土地の担保性が高い活動地に対しての固定資産税の免除等、税制の在り方についてもあわせて検討を進める必要がある。」を加える。

<意見の内容・理由>

ナショナル・トラスト活動に取り組む団体が、市民や企業から寄附金を募り、森林や湿地などを取得した場合でも、通常の土地と同様、固定資産税、不動産取得税(いずれも地方税)がかかる形になっています。この件に関し、地方税法等に、公益性がある土地の場合、非課税や減免等の規定があることから、自然保護という公益目的で土地を所有しているトラスト団体は、土地が所在する各地方自治体に非課税や減免等の申請を行っています。しかし、申請に対する回答は地方自治体次第であり、ナショナル・トラスト活動の公益性に対する認識の差異により、非課税や減免となることもあれば、ならないこともあります。

ネイチャーポジティブの実現に向けた民間活動促進策として、自然共生サイトとして国の認定を受けた場所のうち、トラスト地のように土地の担保性が高い場所については、国の責任で、はじめから固定資産税等を非課税・減免等とするなど、税制の在り方についても検討する必要があります。

以上